広 報 紙 へ の 広 告 掲 載 要 領

※広報紙への広告掲載については、東御市広告掲載要綱（平成 19 年東御市告示第 13 号）によるもののほか、次の要領によるものとする。

目　的	市の発行する広報紙（市報とうみ）へ広告を掲載し、自主財源の確保を図るとともに商工業等の振興と市民へ生活情報等を提供する。
実施時期	平成 22 年 4 月から市報とうみへ広告を掲載
広告対象事業所等	≪長野県内に事業所等を有する広告主を対象として掲載≫ ≪広告掲載の優先順位≫ (1) 国･政府機関、地方公共団体及びこれらに類する者 (2) 公社･公団及び日本放送協会 (3) 市内に事業所等を有する者（公益性の高いもの） (例) 電気ガス･新聞･鉄道･専門学校･振興公社･社会福祉法人 医療機関･銀行･信用金庫･農業協同組合 (4) 市内に事業所等を有する者 (5) 市外に事業所等を有する者
広告の規格、掲載位置及び掲載期間	≪規格及び掲載位置≫ 本　紙　　中間頁下段　2 枠（1 枠　50×170 ㎜） お知らせ版(中旬発行)　中間頁下段　2 枠（1 枠　50×170 ㎜） ≪掲載期間≫ 毎月発行される市報とうみ本紙及びお知らせ版の発行日
広告掲載募集及び申し込み	市が広告代理店と契約、広告主はその広告代理店へ申し込み
広告代理店等の入札参加基準	平成 21～22 年度入札参加資格申請書提出済みの県内に事業所等を有する広告代理店とし、市が指定する日までに入札参加の申し出をすること。
広告掲載基準	政治性、宗教性、選挙に係るもの、求人広告、意見広告、主義主張、風俗営業等に係るもの及び関係諸法規等に違反するものは掲載不可（東御市広告掲載要綱第 4 条による）
その他	≪市報とうみ発行部数≫ 本紙　　11,050 部／回　　月 1 回発行 お知らせ版　10,850 部／回　　月 2 回発行